

現物税について

——「ネップ」成立の一試論——

梶 川 伸 一

【要約】 二一年三月の第一〇回ロシア共産党大会で、割当徴発から現物税への交替が決議された。しかし、これが直ちに「ネップ」の成立を意味するものではない。何故なら、当時の現物税構想とは、国家は税によって割当徴発より少ない農産物を調達し、一方税完納後の余剰を「商品交換」に組入れようとするものであった。同時にこれは、未来への貨幣なし交換を指向していた。更に「商品交換」が増大するに依じて、現物税は縮小するはずであった。しかし、税の実施の際に農民に認められた地方的自由市場は拡大し、余剰は「商品交換」でなく自由市場に流れた。こうして二一年春の現物税構想の失敗が明らかとなった同年秋に、商品貨幣関係と市場経済を基礎とした「ネップ」の枠組が形成されたのである。従って現物税はそれ以後強化され整備されることになる。このような二〇年末から二一年末のほぼ一年の連続した流れの中で「ネップ」の成立を捉えようと試みた。

史林 六二巻四号 一九七九年七月

はじめに

ソ連史学にとって、一九五六年の第二〇回ソ連共産党大会後は「転換期、個人崇拜からの解放の時期」^①であり、新経済政策（所謂ネップ）についても、いくつかの注目すべき研究が六〇年代を中心にして出された。^②それでも、第一〇回ロシア共産党大会（二一年三月）を境としてそれ以前の所謂「戦時共産主義」政策とネップを、戦争と荒廃で余儀なくされた軍事・経済政策と、真の社会主義経済政策との対立として捉えようとする、スターリン時代のテーゼは基本的にそのまま

ある。^③（以下、断りのない限り党とはロシア共産党を指す。）

第一〇回党大会で割当徴発から現物税への交替が決議されたのであるが、まずこの決議の意味するものを明らかにせねばならない。

二一年四月、レーニンは食糧税についての報告の中で「食糧税とは、我々が過去からのあるものも、未来からのあるものもその中に見るような措置である」と述べた。^④ここでの「過去からのあるもの」とは、国家が無償で農民から徴収する税であり「未来からのあるもの」とは「国家権力の食糧機関を通じての、労働者と農民の協同組合を通じての大規模な社会主義工業の生産物と農民経営の生産物との交換」^⑤即ち「商品交換」^⑥を意味していた。

税完納後に残る農民の余剰はその自由な処分に委ねられたが、この余剰を国家との「商品交換」に組織し、私的商人の介入を最少限に抑えながら、社会主義的交換を実現しなければならなかった。二一年春の現物税実施はこのような構想と一体となっていた。

社会主義的交換形態については、既に内戦末の貨幣価値の急激な低下^⑦と現物経済への移行という情況の中で、レーニンによって書かれていた。「貨幣から貨幣なし生産物交換への移行は議論の余地はない。この移行を成功裡に完遂するために生産物交換を実施しなければならない（商品交換ではない）。当分我々は商品交換を実施する能力、即ち農民に工業生産物を与える能力がない、その間農民は商品（従って貨幣）流通の痕跡の下に、その代用品の下に留まることを余儀なくされている。」^⑧と二〇年一月三〇日付の覚書の中に書かれている。ここでは社会主義的交換形態の移行として、貨幣交換↓商品交換↓生産物交換↓貨幣なし交換への移行が定式化されている。^⑨

この定式を受継いで、第一〇回党大会で採択された現物税は二重の役割を帯びていた。一つは、以前の割当徴発に替わり農産物を調達すること、もう一つは、税完納後に残る余剰に対し「商品交換」を組織することにより未来の「生産物交換」への移行を準備することであった。これが当時の現物税の構想であった。更に、漸次農産物調達という機能は、現物

税から「商品交換」に移るものとされた。

従って、二一年五月党協議会で商業のあらゆる制限が廃止された、とする⑨・B・ゲンキナの主張は正しくない。⑩ 実際、五月党協議会では「商品交換」の重要性が確認されている。И・B・ベールヒンは、内戦期の自然発生的物々交換と「商品交換」を混同している。⑪ 3・アトラスは「商品交換」をネップへの激しい転換を緩和するための独特な措置であり、貨幣関係の混乱と現物交換の下で余儀なくされた措置である、と誤解している。⑫

これらの誤謬は過渡的措置としての現物税構想と、その実施過程に於ける乖離を非歴史的に整合させようとしたことに起因している。

従って、ネップの成立を考察する際に、二一年春に採られた現物税構想と、同年末に確立されたネップの基本路線との間に、一定の、しかも重大な相違を認めなければならない。何故ならばネップの基本原理である商品＝貨幣関係の利用は、現物税構想が崩れた秋以後政策として確立されたものであるから。

即ち、①これまでの農業＝食糧政策が一定の修正を蒙った二〇年末の第八回全ロシアソヴェト大会（以下、八・ソ大会。以下の大会もこの表記に準ずる）から、ネップの基本方針が確立された二一年末までを、一連の流れとして捉えること、②その中で次第に消滅するはずの現物税が固定化され、結局は均衡予算制度（これは現物税構想の失敗の結果復活した商品＝貨幣関係の下では必要なものである）の中に組み込まれる過程、現物税構想から貨幣交換への逆転の過程の中でネップの成立を位置付けることが可能であろう。

以上が本稿で、ロシア経済の多ウクラードの中で共産党の農業政策、特にその一部でしかない現物税のみを考察するという限界を感じつつも、ネップの成立を解明しようとした所以である。

① В. И. Данилов, Основные итоги и направления изучения истории советского крестьянства, В кн. Проблемы аграрной истории совет-

ского общества. М., 1971, с. 492.

② とりわけ一九六四—六五年にかけて雑誌《Вопросы истории》（以

下(以下)の中で六六—六八にかけて雑誌《Вопросы истории КПСС》(以下《Вик》)の中でネップに関する論文がシリーズとして出されたことは、ソ連史学界に於ける当時の関心の深さを物語っている。

- ⑧ 例外として第八回ソヴェト大会(二〇年十二月)で一定の政策の変更を認めようとするべく、かの視角が見られるが、第一〇回党大会と関連付けられてゐる。(см.; Э. В. Генкина, Переход советского государства к новой экономической политике(1921-1922), М., 1954, с. 70. А. А. Матюгин, О хронологических рамках перехода от "военного коммунизма" к новой экономической политике, 《Вик》, No. 3, 1967, с. 68, 72.)
- ⑨ В. И. Ленин, Полное собрание сочинений, 5-ое изд., т. 43, с. 149 (以下 ПСС)
- ⑩ Там же.
- ⑪ 特に断りがなければ本稿では「商品交換」なる術語はこのような概念の枠内で用いられる。

一 第八回ソヴェト大会

内戦による影響のみならず、食糧割当徴発によって農民は生産意欲を失ない、農業生産は減少し続けた。ソ連邦全体での穀物総収穫は一九一六—一七年度の三四億七三—七万ブードから、二〇—二一年度には二〇億八二六〇万ブードにまで減少した^⑪。農民経営は自給的傾向を強め、とりわけ工芸用作物の生産は激減した。

それにも拘らず増大し続ける割当徴発は、しばしば農民の消費を無視して行なわれた。レーニンは、余剰のみならず穀物が洗いざらい収奪されている、という農民の訴えに對し、このような地方の混乱は食糧活動家に名を借りた反革命家たちの仕業であるとして、彼らとの断固たる闘争を指示した^⑫。二〇年九月一五日付で労働国防会議は、食糧部隊の質的改善の『指令』を決議した^⑬。

- ⑦ 例えば一八年七月一日から二一年一月一日までのループリの購買力は一八八分の一に低下した。(История социалистической экономики СССР, т. 1, М., 1976, с. 394. (以下 ИЭС))
- ⑧ ПСС, т. 52, с. 22-23.
- ⑨ 「商品交換」と「生産物交換」の区別は必ずしも明確ではな。レーニンの概念については、Ленинский сборник, т. XI, с. 389. ПСС, т. 43, с. 276. 参照。
- ⑩ Э. В. Генкина, К вопросу о ленинском обосновании новой экономической политики, 《Вик》, No 1, 1967, с. 62-63.
- ⑪ И. В. Беркин, Некоторые вопросы историографии новой экономической политики в СССР, 《Вик》, No 3, 1961.
- ⑫ З. Агас, Из истории развития товарообмена между городами и деревней 1918-1921 гг., 《Вопросы Экономики》, No 9, 1970.

二〇年末の『ブラウダ』論文で「多くの農民は割当徴発の行き過ぎの問題、地方での濫用という事実に関心を抱いている。だが……原則自体の否定になっていない」と述べられているように、共産党中央では割当徴発に対する農民の不満はその行き過ぎにあるとされ、その廃止はまだ問題にならなかった。

当時の最重要問題は農業生産力向上の措置をめぐるものであった。これに関して、農民経営への国家規制の主張と農業生産に刺戟を与えようとする主張との対立があった。

二〇年秋―冬の間、党中央では播種の強制的計画を作成し、この目的で地方に特別組織「播種委員会を設置する」という、国家規制の方針が支持を得ていた。^⑦既にトゥーラ県では一九年三月に、県執行委員会の提案により播種委員会が設置されていたように、いくつかの地方では完全播種が義務付けられ、播種を行わない土地は没収されていた。

この方針に沿って八・ソ大会で採択された法案『農民経済の強化と発展について』の骨子は、強制播種とそれに対する報償「プレミアム制」にあった。但し、当時の情況の下で力点が前者に置かれていたのは当然であった。大会のコムニスト・フラクは一旦プレミアム制の条項に反対したが、中央委員会総会の特別決議により、前の決定を翻し、この条項は条件付きで挿入されたのである。^⑧強制播種とは、播種委員会の指導の下で「国家計画によって定められた土地面積への播種を国家的義務」とするもので、そのために農村共同体、村ソヴェト、郷執行委員会の責任の下で種子の割当徴発と再分配を行なうことを意味した。^⑨プレミアム制とは、播種計画と土地改良に優れた成果を挙げた共同体と各経営世帯に対し奨励の目的で、(a)生産用具と消費物資を優先的に供給し、(b)経営に残る余剰の割合を増やし、(c)その他の控除を認めることを意味した。^⑩

共産党指導部は国家規制とプレミアム制によって農業生産を向上させることが出来ると考えていた。^⑪一方、国家規制に反対し、経済的刺戟を求める声も共産党内外にあった。^⑫

共産党以外の諸党派代表は八・ソ大会で一斉に強制的農業政策を非難した。彼らの論理は国家規制の下でのプレミアム

制は経済的刺戟として不充分であるということとで一致していた。社会民主党代表ダンは、農業生産向上の措置として「商品交換と一般的経済取引」を、エスエル代表ヴォリスキーは「畑の播種及び都市と工業中央部の消費のための必要充分な一定の税の確立」を認めるよう要求した。^⑥社会民主党のダーリンは、農民の持つ余剰を自由にさせることが必要であると述べた。「商業の自由だ。」との野次に対し、彼は「商業の自由ではない。単に広汎な大衆の側からだけでなく、ソヴェト食糧政策の著名な活動家たちの側からも、とりわけ南部で言われていることだ。」と反論した。^⑦

ともあれ大会代議員が等しく持っていた農業生産の低下に対する危機意識は法案の採択により克服されたかに見えた。だが、この農業路線を「戦時共產主義」の強化として捉えるのは一面的である。何故なら、従来の食糧調達政策としての農業政策が初めて生産的観点から検討されたからである。^⑧それはプレミアム制の導入である。しかし、昂揚しつつある農民反乱に眼を向ける時、農民の不満を緩和し、生産意欲を高める更に新たな措置が探究されねばならないであろう。

八・ソ大会の直後にレーニンは『経済建設の任務に関する覚書』の中で「農民への対応…税+プレミアム」と書いた。^⑨これは現物税構想の第一歩であった。一方、農業の国家規制に反対していたストゥルミーンは、二一年一月の論文で、農民へのプレミアムを具体的に展開した。「もし多くを播種するなら、君にとってそれだけ良いことである。徴収の余りは、向上した労働力と引換えに、君の絶対的プレミアムとなるであろう。」食糧人民委員部は分配される工業製品の商品フォンドを農民へのプレミアムとして、又必要ならば農村との商品交換制度で利用しなければならぬ。「そのような商品交換は決して我々を脅やかさないであろう。…徴収の遂行後農民に残る収穫の余剰の自由な処分を農民に委ねることが重要である。」——と。この論文の徴収という語を税に置換えれば、それはほぼ二ヶ月後に採択される現物税の布告と同じ内容のものとなっていた。

① Сопник статистических сведений по Союзу С. С. Р. 1918-1923, М., 1924, с. 430.

② 例えば一九年の播種面積を一七年と比べればライ麦は六・七パーセントの減少に対し、亚麻・麻は各々三二と二七パーセントの減少であ

った。(Восьмой всероссийский съезд советов: stenографический отчет, М., 1921, с. 123. (以下 VIII съезд советов))

③ 徵発対象地域が徐々に拡大されたので単純な比較は出来ないが、それでも調達は一八一九年度の約一億八〇〇万ポンドから二〇二一年度は約二億九〇〇万ポンドに増大した。(『Правда』, 30 июня 1921 г.)

④ ПСС, т. 52, с. 52.

⑤ Ю. К. Стрижков, Продовольственные отряды в годы гражданской войны и иностранной интервенции, М., 1973, с. 248.

⑥ 『Правда』, 20 ноября 1920 г.

⑦ Ю. А. Поляков, Переход к науке и советское крестьянство, М., 1967, с. 215-16, 217.

⑧ 第八回ソヴエト大会のН・オシンスキーの報告(VIII съезд советов, с. 148)。ボリヤコフは二〇年三月中旬と述べているが典拠は不明(Ю. А. Поляков, Указ. соч., с. 218)。

⑨ 法案の作成過程については ПСС, т. 42, с. 377. Э. Б. Генкина, Государственная деятельность В. И. Ленина в 1921-1923 гг., М., 1969, с. 50. Ю. А. Поляков, Указ. соч., с. 224. 参照。

⑩ ПСС, т. 42, прим. с. 474.

⑪ Коммунист-Фрактаの提案により、独立世帯経営に対するプレミアムは共同体と集団経営に比べて第二の地位が与えられること、些かも

クレークのやり方を採用することなしに経済的成果を挙げた経営に対してのみプレミアムを与える、との条件が註釈として挿入された。(VIII съезд советов, с. 196.)

⑫ これについて、石井規術「ネップ」初期研究『史学雑誌』第八六編、第二二号、昭和五二年が詳しい。

⑬ VIII съезд советов, с. 268-71.

⑭ 例えば同大会でのレーニン、農業人民委員テオドロウツチの発言を見よ。(там же, с. 24, 123-27.)

⑮ 例えばボクダーンやヌトальмерリンの論文(『Экономическая жизнь』, 30 октября и 16 ноября 1920 г. (以下 ⑬, ⑭))

⑯ VIII съезд советов, с. 41-42, 47-49.

⑰ 彼は又「プレミアムは「あらゆる農民の均等化を諸君が否定することの意味する」と皮肉を浴せた。(там же, с. 198-99.)

⑱ 例えば Ю. А. Поляков, Указ. соч., с. 225. 尼川創二「ネップへの転換局面」『史料』第五八巻第二号、一九七五年、一〇七頁。

⑲ ボリヤコフは、大会以前の亜麻、麻、棉花栽培に対するプレミアムを定めた布告を示し法案のプレミアム制の意義を過少評価させようとしていた(Ю. А. Поляков, 『Взг.』, No 7, 1964, с. 23)。しかしこれらの措置は政策全体に係わるものではない。

⑳ ПСС, т. 42, с. 387.

㉑ ⑬, ⑭, ⑮, 14 января 1921 г.

二 現物税の成立

(一) 税草案の作成

八・ソ大会でこの路線が採択された理由は以下であろう。

①内戦の終結に伴なう樂觀的情況、②割当徵発に対する農民

の不滿の過少評価、③自由取引に対する危機感（オシンスキーは八・ソ大会で、食糧税を実施するなら「商品フォンドがないので」余剰は私的商業に流れ、「如何なる国家調達も増えないであろう。」との理由で自由取引に反対している）。

しかし、二一年になると燃料、運輸、食糧の状態が急激に悪化した。二一年二月二〇日までに割当徴発は五九・七パーセントを完了しただけであった。

割当徴発に対する農民の不滿は農民反乱として顕在化していた。反乱は中央穀物地帯、ヴォルガ流域、西シベリア、北カフカースにまで広がり、二一年にはロシア共和国の中央部は、ドニエプルのマフノから、ヴォルガのアントノフまでの二大農民反乱によって殆んど円環状に包囲されていた。

一月一二日、党中央委員会で農民の気分に関する問題が審議され「農民の状態を急速に緩和する」委員会と「匪賊活動の軍事的撲滅」委員会が設置された。

ここに於いて、上述の①、②の理由は存在しなくなった。即ち、新たな農民への対応策が必要となった。

二月四日、モスクワ拡大金属工協議会でレーニンは「現在我々は一三県で割当徴発を完全に中止しようとしている」とを表明し、^⑥ 未来への転換を予測させた。

この直後二月八日、レーニンは現物税布告の基礎プランとなる『予備的草稿』を執筆した。^⑦ この『草稿』に基づく布告草案作成のための特別委員会が創られ、三月七日最終草案が中央委員会で承認され、第一〇回党大会に提出される。

レーニンの『草稿』とは別に、モスクワ県食糧コミサル・ソロキンとモスクワ県農業部長・ローゴフの論文「割当徴発か税か」が二月一七日と二六日の『プラウダ』に載せられた。^⑧ 一七日の論文では、農民に生産意欲を与えるため割当徴発を現物税に替えること、二六日の論文では、税額を前年度の穀物徴発予定量の四億二三〇〇万プードから約三億プードに減少するよう主張されていた。ここまではレーニンの『草稿』に沿ったものであったが、一七日の論文で、税の他に食糧、原料、飼料を国家が確保するため、税完納後に残る余剰を商品交換によって徴収するとした点は、^⑨ 一日一四日付の

ストゥルミーン論文を發展させたものであり『草稿』を超えたものであった。

税とは本来、国家が無償で徴収するものである以上、農民の不満を緩和するためには現物税の規模は割当徴収に比べて縮小されねばならない。だが国家が一定量の農産物を必要とする以上、国家は農民の余剰からその不足分を調達しなければならぬ。更にそれは強制でなく、資本主義的商業によってでなく、生産的刺戟を与えるプレミアムとならねばならなかった。現物税実施の際の最大の問題はここにあった。

二一年二月二日、シベリア革命委員会メンバー・ソコロフはレーニンと会見し、シベリアでの食糧政策として、余剰を商品交換、又はプレミアムで国家へ自発的に引渡すことを認めるよう提案した。^⑬この会談は『草稿』に大きな影響を与えたと言われている。^⑭だが『草稿』の中では、余剰について「地方的経済取引内で……利用する自由を拡大する」^⑮と書かれているだけで、最終草案の中でも、余剰は「工業生産物と農産物との交換のため農民が利用することが出来る。交換は地方的経済取引の範囲内で認められる」^⑯と、依然として曖昧な規定のままであった。^⑰

交換について、レーニンは既に二〇年十一月に貨幣交換から「商品交換」への方針を立てており、八・ソ大会での共産党以外の党派の主張を別にしても、ストゥルミーン、ソローキンとローゴフは論文で、ソコロフはレーニンとの会談の中で、各々「商品交換」の必要を述べていた。それにも拘らず当時まだ「商品交換」を具体化させることは出来なかった。当時の破滅的な工業状態は商品フオンドを与える能力がなかったからである。^⑱

三月前半に執筆された党大会『演説プラン』^⑲の中でレーニンは「どこで商品を手に入れるのか？(α)公債……(β)イギリス・アメリカとの通商条約(γ)利権」^⑳と書いて、商品フオンドの獲得に対し国際情勢の改善に大きな期待をかけていた。既に二月二八日、外国からの食糧と必需物資買付のための金ループリ支出についての条例が出されていた。^㉑第一〇回党大会でレーニンは、我が経済状態は国際的規模で著しく改善されたので商品を手に入れることが可能である、と述べている。^㉒

こうして国際情勢の改善という未確定要素に期待をかけ「商品交換」が実施されねばならなかった。

(二) 新食糧政策

第一〇回党大会での現物税についての審議に於ける最大の問題は取引の自由についてであった。^②自由商業への危惧は党内で広く認められていたことであつた。^③それでも「小農民が経営を拡大し、播種面積を増大させるよう、多くの刺戟を与える」ために、小農民に余剰農産物の地方的取引が認められた。^④

党大会で草案が採択された翌三月一六日に、中央執行委員会幹部会は現物税に関する提案を承認し、三月二〇日までにしかるべき法令の基本条項を作成するため、特別委員会が創られた。^⑤三月一八日の中央委員会で、特別委員会からの補足提案が法案に盛り込まれた。^⑥三月二〇日夜、中央執行委員会で現物税の報告が行なわれ、法案は修正なしで翌二一日の同幹部会で可決され、二三日に布告として公表された。^⑦

党大会『決議』に比べ、二一日付『布告』は若干の異同がある。^⑧割当徴発より少ない税額が、経営内の収穫、口数、家畜を規準とし、累進税率によって徴収される点、極貧農は現物税のいくつかを免除され、生産力を高めた勤労農民経営には特典が与えられる点は『決議』『布告』とも同じである。しかし『決議』に規定された、以前の割当徴発と同じ徴収の際の農村共同体に対する連帯保証制は『布告』で廃止された。^⑨『布告』では「税遂行に関する責任は各独立経営に負わせ」られた。この規定により個別農民経営の経済活動の発展が保証されることになる。税完納後に残る余剰について、『布告』の中では「交換は協同組合組織を通じて、並びに市場とバザールで」の字句が追加され「地方的経済取引の範囲内で認められる」とされた。

以上が現物税実施の基本方針であつた。

この時期に於いて現物税の実施は①八・ソ大会の路線の延長として、②これが暫定的措置として見做されていたことを指摘せねばならない。

①について、三月二〇日の中央執行委員会で、カリニンは現物税が「新しい時代を開くであろう」と認めた後「第八

回ソヴェト大会で新路線の第一歩が認められていた^②と述べた。これは生産意欲を高める目的で導入された現物税が、八ソ大会のプレミアム制の延長に位置付けられることを意味した。スヴィデェルスキーは、八ソ大会を食糧税のための経済的基盤と見做し、これを「新食糧政策」と名付けた。

②について、工業の復興と外国商品の輸入により国家が商品フオンドを確保するに依じて、農産物は「商品交換」によって調達され、その時には現物税は消滅しなければならなかった^③。レーニンは五月党協議会でこの将来の措置を「農民が都市と工業の生産物との交換以外に生産物を提供しなくてもよいような……制度」と呼んだ^④。

現物税の減少は「商品交換」の拡大によって保証されるはずであった。だが「商品交換」が崩れ、二一年末には現物税のみが国家調達の有効な手段となった時、税が強化されるのを見るであろう。

- ① 例えば工業についてのルイコフの報告（VIII съезд советов, c. 92, 94）。
- ② 大会で農民反乱について何も触れられていない。
- ③ VIII съезд советов, c. 146-47.
- ④ З. В. Геникина, Государственная деятельность……, c. 88.
- ⑤ 農民反乱全般に關して И. Д. Трофонов, Казасы и классовая борьба в СССР в начале нава (1921-1923 гг.), ч. 1, Л., 1964.
- ⑥ Там же, c. 231.
- ⑦ 理由③については未解決のまま「商品交換」が実施されることにな
る。
- ⑧ ПСС, т. 42, c. 307-08.
- ⑨ 『草稿』は、徴税に比へて規模の小さな税をプレミアムとして実施
すること、税完納後の余剰を地方的経済取引内で自由に利用する権利
を農民に与えることを内容としていた。（ПСС, т. 42, c. 333）
- ⑩ ПСС, т. 52, c. 84. 草案のヴァリヤントについて荒田洋「食糧税の
移行」門脇彰、荒田洋編『過渡期経済の研究』日本評論社、昭和五
〇年、四〇—四四頁参照。
- ⑪ この論文の掲載までの経緯については ПСС, т. 52, прим. c. 367.
- ⑫ «Правда», 17 и 26 февраля 1921 г. レーニンはこの論文を高く評
価した。（ПСС, т. 42, c. 363）
- ⑬ З. В. Геникина, В. И. Ленин и переход к новой экономической
политике, «Взг», No 5, 1964, c. 17. この会議でレーニンはこれら提
案がソヴェトに限定されるものではなくたものと考へていた。ソヴェ
トに回想して（А. Д. Гончаров, П. И. Дьяков, В. И. Ленин
и крестьянство, М., 1976, c. 141）
- ⑭ З. В. Геникина, Государственная деятельность……, c. 80.
- ⑮ ПСС, т. 42, c. 333.
- ⑯ Ленинский сборник, т. XX, c. 63. ゲンキナは「地方的経済取引」
とこの定式はツェルノバの起草であるとして、その典拠を二一年二
月の党協議会でのカーメネフの発言に求めている。（З. В. Геникина,

Государственная деятельность……, с. 91.) だがカーメネフは、シュールベが春には県を越えない地方的取引を擁護していたことを述べただけで、シュールベが起草者であると直接明示されていない。(Всероссийская конференция РКП(б); Болдирев, No 1, M., 1921, с. 12. (以下 XI конференция))

⑪ レーニンが党大会開会日、シュールベに手紙を出し、取引について定式を見つけて欲しいと書いている。(ГОГ, т. 52, с. 91-92)

⑫ ハン大会で採られた理由⑩もこれに係わる問題であった。結論的に言うならば、この問題が未解決のままであったことが後の「商品交換」を失敗させた。だが未解決のままでも「商品交換」を実施せねばならない程、情勢が逼迫していたとも言える。

⑬ ここでは現物税は「全政治的意義＝農民(小ブル)反革命の問題」とされ、緊張の関心は農民反乱であつたことが分る。(ГОГ, т. 43, с. 371.)

⑭ Там же, с. 372.

⑮ 二年三月イギリスと商業協定が、五月一日にはドイツと暫定商業協定が結ばれる。八月二〇日にはアメリカ救済局 ARA と飢饉援助協定が結ばれる。

⑯ Собрание узаконенный и распоряжений Рабочего и Крестьянского Правительства, M., 1921, No 16, ст. 101. (以下 СУ)

⑰ Десятый съезд РКП(б); стенографический отчет, M., 1963, с. 70. (以下 X съезд.)

⑱ 現物税の審議について、中井和夫「戦時共産主義からネップ」『経済評論』日本評論社、一九七五年、一月号、尼川前掲論文参照。

⑲ 例えばノスノフスキーは自由商業について「小ブル的自然発生性は、チェニキン、コルチャークが合わさつたより大きな危険である」と述べた。(X съезд, с. 78.)

⑳ Там же, с. 413.

㉑ 三月十六日中央委員会幹部会により、シリャーチン、ツェルベ、ブレオナラジエンスキー、レジャウフ、マヌイリスキーから成る委員会が、一八日に政治局によりカーメネフ、シリャーチン、ツェルベ、レジャウフ、オシンスキーから成る委員会が創られた。(Протоколы десятой всероссийской конференции РКП(б), M., 1933, прим. с. 103. (以下 X конференция.))

㉒ シリャーチンの報告に拠ればカーメネフ委員会の提案が中央委員会に出された。(X конференция, с. 16.) ゲンキナはこの委員会に触れていない。(3. Б. Генкина, Государственная деятельность……, с. 108.)

㉓ Там же, с. 109, I-IV сессии Всероссийского Центрального Исполнительного Комитета VIII созыва; стенографический отчет, M., 1922, с. 85-92. (以下 ВЦИК-VIII)

㉔ 『決議』は X съезд, с. 608-09. 『布告』は СУ, 1921, No 26, ст. 147, 22 號。

㉕ 財政政策の額の限制を註明しつゝは СУ, 1919, No 1, ст. 11.

㉖ ВЦИК-VIII, с. 85.

㉗ А. И. Свидерский, Новая продовольственная политика, (Государственное хозяйство), No 3, 1921, с. 11. 14. (以下 Г. Х.)

㉘ ВЦИК-VIII, с. 88, 97.

㉙ X конференция, с. 6.

三 現物税の実施

(一) 初年度の実施

三月二一日付の『布告』では原則的方針が規定されただけであつた。従つて個々の農産物に対する実施規定は各々の布告・条例により逐次定められた。

三月二八日付布告により、共和国内の前年度の穀物割当徴発予定量四億二三〇〇万ブードに替わり、二一／二二年度の穀物税は、平年收穫で二億四〇〇〇万ブードを超えないものとされた。^④次いでようやく四月二一日付の布告で、穀物、ジャガイモ、油性種子の税規準と税額が定められた。各世帯毎の口数当りの耕地面積と收穫率が課税規準とされた。^⑤

その後、現物税の適用範圍が拡大され、全部で一三の農産物が課税対象となつた。^⑥

五月の党協議会と中央執行委員会でのスヴィヂェルスキーの報告を中心に徴税制度をまとめてみよう。

税の規準については、肉と乳産物の税算定の際にのみ家畜が含まれ、計算が繁雜になるといふ理由でその他の税は、耕地面積、收穫率、口数によつて算定された。^④收穫率は、人民委員會議の指令書で定められた法的基準内で、県執行委員会が統計資料に基づき確定することとされた。^⑤

徴税機關として食糧人民委員部の下に、県食糧委員会―郡食糧委員会―調達事務所 *закупочная*―税監督官―郷執行委員会・村ソヴェトが設定され、監督官は郷執行委員会と村ソヴェトの徴税活動を監督するのを一つの任務とした。この上級監督官の下に、村を巡回する下級監督官がいた。^⑥

徴税手続は以下であつた。まず食糧人民委員部の指示に従い、県食糧委員会は税確定のために必要な情報を蒐集するよう郷執行委員会と村ソヴェトに指令を出す。村ソヴェトはこれにより所謂予備戸籍名簿 *поисковые списки* を作成する。この名簿には経営主の名前、経営内の耕地量、家族数、税の種類、それに対する課税規準が記入される。この名簿により、

下級監督官は各支那人に対する税を算定する。課税額の確定に關与する支那人グループ毎の代表の署名を付け、三部の名簿が郷執行委員会に提出される。郷執行委員会は上級監督官の参加の下で名簿を点検し、誤ちを正す。その名簿に上級監督官と郷執行委員會議長が署名する。ここで名簿は公的税文書となり、この名簿の数字により徴収される。三部の名簿のうち、一部は村ソヴェトに返送され、一部は郷執行委員会、一部は調達事務所に出される。又、上級監督官の作成する郷報告書は郡食糧委員会、県食糧委員会、食糧人民委員部へと順次送られ点検が行なわれる。課税の数字が間違っていたり不当に重い場合は、名簿作成後一週間以内に上級監督官を通じて控訴する権利が支那人に認められた。税の引渡しは調達事務所で行なわれる。例外として、村が調達事務所から離れており村に消費組合小売店 *потребительская лавка* 又は消費組合がある場合にのみ、そこへの納入が認められた。

納税穀物の品質についても厳格な基準が定められた。納入の際一二パーセントまでの粃穀付穀物 *непичный хлеб* 及び一五パーセントまでの湿気を帯びた穀物の混入は認められるが、基準を超えた粗悪な品質の穀物は没収され、引渡人は懲罰を受けるものとされた。同様な基準がその他の農産物にも定められた。

税未納者に対する措置としては、調達事務所長は未納者名簿の作成が義務付けられ、県と郡の食糧コミサルには各々二週間と一週間の期間、税未納者を拘留し、税延滞料 *налоговая пеня* を課する権限が与えられた。延滞料は納付すべき量のほぼ五分の一で、これらの措置にも拘らず税を支払わない者は革命裁判所に引渡される、とされた。又、未納者の多い地区では特別税食糧會議 *специальные налоговые продовольственные сессии* が設置され、県と郡の食糧コミサルに、税の支払われない間一時的に地方取引市場を閉鎖する権限が与えられた。

このように定められた徴税を円滑に行なうには、国家的強制と食糧機關の強化によってのみ可能であると思われた。即ち、地方の農民反乱は食糧機關を著しく弱体化させただけでなく、多数の食糧活動家を殺害した。従って徴税は割当徴発以上に困難が予測されたのである。スウィデルスキーは「税は支那人が負うべき賦課である以上、国家的強制なしの税

余 剩	徴 収	年 度	純 収 穫	
93	3	徴収の20年度 の割当	96	第一グループ
89 $\frac{1}{4}$	6 $\frac{3}{4}$	の21年度 税		
93	67	徴収の20年度 の割当	160	第二グループ
139	21	の21年度 税		
126	194	徴収の20年度 の割当	320	第三グループ
242	78	の21年度 税		

の受取りはナンセンスであろう。税制度の実施は強制の原理でなされねばならない」ことを主張した。^⑪レーニンはこちらに
応えて、我が国のような情況の下では強制を伴う食糧独裁が二重にも三重にも必要である、と述べた。^⑫

五月初めに食糧割当徴収は廃止され、六月頃から現物税に関する大衆宣伝活動が行なわれた。^⑬地方では七月中旬頃に徴
税の準備が始まり、新しい収穫の始まった八月から現物税の徴収が開始された。

だが現物税は農民にとって軽い負担ではなかった。革命前の税負担は農民一人当り約一〇—一二ルーブリで、種子及び
飼料を控除した条件収入の約一〇パーセントであった。本年度の現物税負担は一三年価格に換算して、三—四ルーブリで
あった。^⑭負担の絶対額は減少したが、収入も同時に減少しているので、条件収入に対する割合は八パーセント余であった。^⑮
又、別の資料によれば、ロシア共和国での総収穫に対する本年度の税は一四パーセントであった、とされている。^⑯次いで、
割当徴収と比較したトゥーラ県の資料がある。農民の経営状態に応じて、第一グループ（口数五名、五デシヤチーナの農
地）、第二グループ（口数五名、八デシヤチーナの農地）、第三グループ（口数五名、一五デシヤチーナ以上の農地）に分
け、これら三グループのライ麦重量に換算しての穀物生産の純収穫量と、割当徴収と税による徴収量は別表の通りである
（単位ブード）。^⑰このように現物税への移行で最も利益を受けたのは富裕農民であり、貧農にとっては割当徴収以上に苛酷
でさえあった。^⑱

農民の不満は重い税負担については言うまでもなく、不平等な課
税、質の悪い徴税機関に対して集中した。主に不平等な課税への不
満は中央で定められる収穫率についてであった。^⑲地方での税監督官
の職権濫用、調達事務所長の窃盗行為、食糧機関員 *звчт* たちの
非合法活動等の事実が指摘された。^⑳

納税は一部の地方では停滞していた。

例えばゴメリ県では軍事的やり方で в боевом порядке 徴税が行なわれ、殆んど総ての郡食糧委員会の勤務員 *сотрудники* は武裝化が義務付けられ、連日晩一〇時まで、休日なしで活動していた。② ペトログラート県では、食糧活動の強化のため、郡執行委員会、郡委員会、郡食糧委員会の各代表から成る特別トロイカが設置された。③ 食糧活動家の不足、倉庫や調達事務所等の未組織、劣悪な設備については各地から報じられていた。

徴税が開始された夏頃には①食糧機関の未組織、②後述するように自由取引が農村市場で展開されていたこと、③税の公布が遅すぎたことにより、私的商人は徴税以上の穀物を農村から搬出してた。

党は徴税を一層強化せねばならなかった。八月の中央委員会総会は、各県委員会に徴税の際の敵対行為や延滞に対し、断固たる強制措置を採るよう指示した。④ これにも拘らず農民は税名簿作成の際にも、税カムパニアの実施の際にも、耕地を小さく、口数を多く見せかけて税負担から免れようとした。このような傾向に対して様々な弾圧措置が採られ、至る所で革命裁判所が組織された。又、隠匿耕地を摘発するため、地方に食糧組織、監督官、農業人民委員部組織の代表から成る監査委員会 *проверочные комиссии* が創られた。⑤ ヴォロネシ県では軍事的やり方で摘発が行なわれた。

だが現物税徴収の最大の困難は旱魃による未曾有の凶作であった。⑥ 七月二一日付の布告によりヴォルガ流域の凶作を蒙っている諸県では秋蒔区画からの食糧税が免除された。⑦

一方人民委員会議は、例外的に豊作の油性種子とジャガイモの徴税を強化するため、ライ麦一ブードとの交換率を油性種子は〇・五から一ブードに、ジャガイモは四から六ブードに高めることを認めた。⑧ だが一〇月の中央執行委員会では農民の負担増加への反対意見が述べられ「税率は将来如何なる上昇もなく不変のままでなければならぬ」と決議された。⑨

当初ライ麦に換算して二億七〇〇万ブードと定められた穀物生産物の税の規模は、最終的に約一億三三〇〇万ブードにまで縮小された。⑩ 穀物税の納入期限は一月一五日と定められていたが、未納分に対する延滞料を加算して、翌二二年三月一五日まで延長された。⑪ こうして初年度はほぼ一億三二七六万ブードの穀物税を徴収することが出来た。⑫

二一年春には現物税と「商品交換」によって農産物が調達されるものと想定されていた。そして「商品交換」が確立するにつれ、税の役割は低下しなければならなかった。しかし現実には後述するように「商品交換」による調達は失敗し、税が強化、整備されねばならなくなった。二一年一二月の党協議会でミリューチンは次のように述べた。「食糧に関して、我々には商品交換と食糧税の問題があった。関心の中心は商品交換から税に移った。税が基盤を与えた。」——と。

（二） 単一現物税

初年度の現物税法にいくつかの欠陥があることは、既に述べたように当初から地方農民によって指摘されていた。現物税が主要な農産物の調達手段となった以上、税法の整備が当面の問題となった。

二一年秋以後現物税法改正の準備が開始された。九月二十七日、税の欠陥の考察に関する特別委員会が設置され、同様な委員会が県食糧委員会の下、県市に置かれた。中央執行委員会は、地方で徴税活動に従事している全権委員に税法の欠陥についての特別報告書を送付するよう命じた。

税法の主要な欠陥はその多様性 *множественность* にあると考えられていた。農民はこのために現有する生産物に係わりなく徴収されていた。例えば、現物税を引渡した後、農民自身は高価な市場価格で自分のためにその農産物を購入したり、現物税を支払うために該当の農産物を購入したりしなければならなかった。

九月三〇日、農業人民委員部下の経済会議で税法についての問題が審議された。報告に立ったコンドラーチエフ教授は国家が必要な農産物を調達するため、それが生産力の発展を圧迫しないよう単一税への移行が必要であると主張した。ここで、教授に単一税プランの作成が委ねられた。

一二月末の九・ソ大会で、来春の畑作の開始までにこれまでの現物税を簡素化し、農民の負担を緩和するための法令を検討することが中央委員会に指示された。新法案は食糧人民委員部、ゴスプランで検討され、二二年三月に単一現物税の布告が出された。この布告により「ライ麦又は小麦単位に基づき、作られる主要生産物で現物税の徴収を行なうこと」が、

認められた。又、同じく三月一五日以後の徴税の停止と、八月一日からの単一税の施行が定められた。^②

次いで出された税の規模と規準に関する布告の中で前年度の税法のいくつかの欠陥が改められた。規模はロシア共和国内でライ麦重量に換算して、前年度の予定量三億八〇〇〇万ブードが三億四〇〇〇万ブードに縮少された。税規準に経営内の生産用家畜頭数が新たに加えられた。^③ 収穫率は、前年度は中央で作成されたのに比べ各県に対しては人民委員会議が承認し、郡と郷に対しては各々県執行委員会と郡執行委員会が作成するよう改正された。飢饉地区の農民と赤軍家族等への免税措置が新たに定められた。^④ 五月の中央執行委員会で最終的な単一現物税の布告が採択された。ここでは定められた期限内に納入したる者に対し、税額が一〇パーセント免除されることが付け加えられた。^⑤

前年度の現物税の欠陥はこうしてほぼ修正され、二年間は主に現物税によって農産物調達が行なわれることになる。

① *СВ. 1921, No 26, ст. 148. 実際の二〇二一年度の穀物と原料の割当徴発量は約三億ブードであった(«Грива», 30 июня 1922 г.)から、この規模は小さいものではない。因みにカーメネフ委員会は、穀物余剰を約五億ブードと見積り、三—三・五億ブードの税が可能と見た(«Контрещия», с. 16).*

② 一デシャチーナ以下の貧農経営は免税。(СВ. 1921, No 38, ст. 204.)

③ 課税対象を列举すれば、穀物生産物、穀物、油性種子、シヤガイモ、干草、乳産物、肉、卵、家禽、蜂蜜、羊毛、亚麻と麻、皮革、毛皮、タバコ、野菜、後に干草税は修正され、干草納入所、сеной пункт から離れている農民及び国家・協同組合乳工場と集配所、сливной пункт に近い税支払人に、各々干草の替わりにバター、коренья масло と乳で納入することが認められた(«Беднота», 12 августа 1921 г.).

④ *«Контрещия», с. 44.*

⑤ *Там же, с. 38-39. 後に、基になる統計資料は今年が使われていないとか、モスクワで定められた収穫率を地方で修正することが出来*

ないとかの不満が地方農民から表明された(«Беднота», 3 ноября 1921 г. и 5 марта 1922 г.).

⑥ *«Контрещия», с. 44.*

⑦ 税確定の際に農村住民グループの代表を参加させる目的で、耕地の大きさに応じて四グループに分けられ、各々のグループは五名毎に一名の代表を選出することが出来た。(СВ. 1921, No 48, ст. 248.)

⑧ *«Контрещия», с. 44-46. ВЛИК-VIII, с. 146-48.*

⑨ *«Беднота», 6 августа 1921 г.*

⑩ *«Контрещия», с. 46. ВЛИК-VIII, с. 148-49. СВ. 1921, No 49, ст. 256. 後に、悪質な未納者は財産没収、強制労働により罰せられるとされた(СВ. 1921, No 55, ст. 346).*

⑪ *«Контрещия», с. 47-49.*

⑫ *Там же, с. 61. 62. 五月三〇日の中央執行委員会、シヤリフの活動家も強制的措置によってのみ食糧税を実施することが可能であると主張している(ВЛИК-VIII, с. 212).*

- ⑬ Там же, с. 225, 226.
 - ⑭ «Беднота», 11 августа 1921 г.
 - ⑮ И. Д. Трионов, Указ. соч., с. 132. В. А. Цабульский, Нижегородская политика в деревне в первые годы н.п., «ВК», No 10, 1965, с. 53. А. Л. Вайнштейн, Обложение и платежи крестьянства в до-военное и революционное время, М., 1924, (邦訳『露国農民の課税及其他負担重度の研究』大阪毎日新聞社、昭和二年、六四一六六、七二頁)。
 - ⑯ И. Д. Трионов, Указ. соч., с. 132. А. Ч. Шайншернайн邦訳前掲書、一〇九、一五一頁。
 - ⑰ «Экономическое обозрение», 1923, вып. 3, с. 23. (以下③、〇)。
 - ⑱ В. А. Цабульский, «ВК» No 10, 1965, с. 48-49. Ю. А. Поляков, Указ. соч., с. 330.
 - ⑲ この外多くの現物税と保険料、労働荷馬車税、種子貸付返還等の負担があった。
 - ⑳ см.: «Беднота», 12 октября, 3 ноября, 21 декабря 1921 г. и 5 марта 1922 г.
 - ㉑ «Беднота», 8 октября, 10 ноября 1921 г. и 18 февраля 1922 г. 二年になると監督官の再教育が行われた。
 - ㉒ «Беднота», 18 августа 1921 г.
 - ㉓ «Беднота», 24 августа 1921 г.
 - ㉔ «Там же»。
 - ㉕ 例えはバターと卵はシーズンが過ぎてから布告が出されたので徴収することが出来なかった。(ВЛК-VIII, с. 232-33.)
 - ㉖ Ю. А. Поляков, Указ. соч., с. 299.
 - ㉗ 例えはヴォロгда県で、郷執行委員会議長二名、村ソヴェット議長三名が税業務怠慢の科で逮捕された(«Беднота», 25 октября 1921 г.)。
- だが穀物市場を開鎖せよとの地方の提案は中央で破棄された(ВЛК-VIII, с. 277, 278)。
- ㉘ 監査委員会は農民に一日以内に耕地の大きさ等を申告するように命じ、期限後に隠匿耕地が摘発された場合には弾圧措置が採られた。委員会は一月五日と五一県の二つ三〇万デシナチナ以上が摘発された(«Беднота», 1 декабря 1921 г.)。播種面積の八一〇パーセントが隠匿されたと言われている(«Т. Х.», No 6, 1922, с. 10)。
 - ㉙ «Беднота», 10 ноября 1921 г.
 - ㉚ 穀物総収量は二〇年の二〇億八〇〇〇万余ポンドに対し、二年は一六億九〇〇〇万ポンド足らずで最低の数字であった。(Сборник статистических..., с. 131.)
 - ㉛ СВ. 1921, No 58, ст. 374, それまでの食糧税は専ら県内需要を満たすために流通されるものとされた(СВ. 1921, No 59, ст. 399)。
 - ㉜ «Беднота», 10 сентября 1921 г. 税算定はライ麦又は小麦単位で行なわれた。このため農産物毎の交換率が食糧人民委員部によって定められた。因みにライ麦又は小麦一ポンドに対する交換率は、オート麦大麦、きび五〇ポント、そば三五ポント、豆二五ポント、トウモロコシ六〇ポント(«Т. Х.», 21 июня 1921 г. «Беднота», 10 сентября 1921 г.)。
 - ㉝ ВЛК-VIII, с. 238. СВ. 1921, No 72, ст. 589.
 - ㉞ Ю. А. Поляков, Указ. соч., с. 312. 但し最終的に確定された数字は一定ではない。例えはマルコウイチに拠れば一億八九〇七・四万フム(«Т. Х.», No 3, 1922, с. 90-91)。(別の論文に拠れば一億四一三三万ポンド(«Т. Х.», 30 июня 1922 г.)。
 - ㉟ 延滞料は未納分に対し月一パーセントの割合で、納入期限は二年

一〇月一日にわたった。(《Белорусь》, 16 марта 1922 г.)

③ Ж. 30 июня 1922 г.

④ XI Конференция, No 2, c. 11.

⑤ 《Белорусь》, 19 октября 1921 г. и 5 марта 1922 г.

⑥ 既に二月初めの全ロシア農業大会でオシンスキーは単一現物税が必要であることを報告している。(《Белорусь》, декабрь 1921 г.)

⑦ Деятель всеполицийный съезд советов; сельскохозяйственный отчет, M., 1922, c. 157. (Цит. IX съезд советов.)

⑧ 《Белорусь》, 15 февраля 1922 г. 報道に拠れば二月一日に人民委員會議で最終承認を受ける予定であったが、遅れた理由は不明。

四 「商品交換」の崩壊

農民にとって「商品交換」^①はどのようなものであったか。

党大会直後の二一年三月二五日、中央委員会政治局により食糧税委員会が設置され、二七日に同委員会で取引・交換についての問題が審議された。この審議では自由商業を制限する意見と、大工業と運輸が国有化されていることを論拠にして完全な自由商業を主張する意見の対立があったが、中央委員会は後者を支持し「税が完納されるならば全穀物を商うこと」を認めた。^②この中央委員会の提案に基づき、三月二八日付の布告が出された。^③この布告により、この時期までに割当徴発を完了した諸県で穀物、飼料用穀物、ジャガイモ、干草の自由交換、購入、販売と、そのための自由な荷馬車輸送が認められ、閤食糧取締部隊 *защитительный отряд* が廃止された。^④次いで四月二二日に、前布告の実施地域を拡大する指令 *приказ* が出され、全国的に農産物余剰の自由取引が合法化された。^⑤

「商品交換」が法制化されるのは更に晚かった。四月七日と五月二四日付の布告によって、国家管理下にある生産物は

① ЦВ. 1922, No 22, ст. 233. 単一税の実施までバターと卵の徴収を暫定的に延長する布告が同時に出された(《Белорусь》, 9 марта 1922 г.)。

② 草刈地は地域に応じて一定の係数によって耕地に換算され、小家畜も生産用家畜に換算された(《О. О.》, 1923, вып. 7, c. 36, вып. 9, c. 19)。課税資料作成のため二二年四―五月に農家人口調査が実施された(《О. О.》, 1923, вып. 6, c. 47)。

③ ЦВ. 1922, No 25, ст. 284.

④ III сессия БЛРК IX созыва; Доклады. No 11, M., 1922, c. 19-22.

⑤ ЦВ. 1922, No 36, ст. 429.

「商品交換」の商品フォンドとして、食糧人民委員部により独占的に協同組合を通じて農産物と交換されるものと規定された。^⑦五月二六日、食糧人民委員部と全ロシア消費組合中央連合との間で「基本契約」が調印され、これにより「商品交換」の技術的業務は中央連合とその組織に移管され、全般的管理は食糧人民委員部とその組織に留保された。^⑧

ここでは余剰農産物に対し、地方的経済取引という限定付きの自由市場と「商品交換」が併置されていた。しかしこの地方的経済取引という限定は二重の意味を持っていた。第一に農産物市場という限定であり、第二にこの市場での交換対象として国有化されていない工業、即ちクスターリ、小工業の製品のみが想定されていたことである。従って国営工業が農民の需要を充たすことが出来ない間クスターリ、小工業が奨励されることになる。^⑨当時は大・中工業の生産のみならず分配に於いても国有化が貫徹していた。このことを背景にして「商品交換」の実現が可能であった。

「商品交換」は貨幣なしの現物取引で、消費組合が農村に設けた商品交換所で行なわれることになっていた。農産物と工業製品の交換率は「基本契約」に基づき消費組合中央連合下に設置された中央交換率委員会で定められた。^⑩農産物に対する工業製品の交換率は当時の市況を考慮し戦前価格のほぼ一対三に定められた。例えば戦前に穀物一ブードが更紗六アルシンに値していたならば「商品交換」によって二アルシンの更紗を受取ることが出来た。^⑪地方の交換率は、当時の地方価格に応じ、地方交換率委員会によって定められた。^⑫

だが農産物価格は猛烈に上昇し、一旦確定された交換率は、現実には交換を行なう際の市場価格と合致しなくなっていた。^⑬七月一日、人民委員会議での消費組合についての審議の際、レーニンは消費組合連合と村商品交換所に至るその地方組織に、交換率のより大きな自由を与えるよう提案した。^⑭七月一六―二三日に開かれた第二回全ロシア協同組合集会で、代表たちはこれまでの交換率で「商品交換」が損なわれてきたことを指摘し、直接的商品交換から売買を通じての商品交換へ移るよう要求した。^⑮

「商品交換」による調達の失敗と、私的商業の成長という新しい情勢の下で、より柔軟な商品交換が再検討されねばな

らなかった。^⑮

既にレーニンは七月九日か一〇日に『最高国民経済会議幹部会草案』の中で、市場が「商品交換」の可能性を奪っていることを指摘し「現物商品交換と並んで、有利な所では我々は断固として商品―貨幣―商品の定式に移らねばならない」と書いた。^⑯この『草案』の内容は八月九日付の『新経済政策実施に関する布告』に盛り込まれた。^⑰九月六日付の規程により、食糧人民委員部は消費組合に一定の価格で商品を引渡し、消費組合は独自の判断で交換のための商品価格を變動させることが認められた。そして(1)現物交換(2)混合交換(3)貨幣交換のうち、任意の形態で商品交換を実施する権利が与えられた。^⑱次いで一〇月二六日付の布告で、消費組合は独自の判断で商品フォンドを換金する権利が与えられ、翌二七日付の布告により、あらゆる企業と施設は定められた基準内で生産物を市場価格で放出する権利を得、国家調達としての商品交換は法的に終焉した。

ここに於いてソヴェト政府は分配に於ける国有化政策を放棄したのである。

一〇月二九日の第七回モスクワ県党協議会で、レーニンは商品交換の失敗をはっきりと認め、新たな転換を示した。「商品交換は崩れた。それが売買となって現われた、という意味で崩れた。……売買と貨幣流通の国家現制へ移行するという、更なる後退が必要である」――と。^⑲

直接的「商品交換」から、売買を通じての「商品交換」にまで後退しながらも、結局「商品交換」は自由市場によって駆逐されてしまった。

その第一の理由は自由市場の合法化であった。内戦期に於いても私的商業は比較的大規模に行なわれており、都市住民の穀物総消費量の三〇―四〇パーセントが国家から配給されていただけで残りは主に市場を通じて供給されていた。^⑳労働者の一部は腹一杯食べるために家族と共に農村に出向いていた。金属工のうちで、そのような者は三〇パーセントを数え、都市工業の崩壊を招く程であった。^㉑二一年四月に出された農産物の自由取引に関する布告は、都市市場も事実上合法化し

てしまった。当時の状況をベトログラート県財務部は「私的商人たちは自らを合法的状态と感して、市場へおびただしい量のあらゆる商品を放出し、市場の地面を埋め尽くした。だが商業の認可はようやく五月に開始されたばかりなのだ……」と報じた。^⑧ 農村は更にひどい有様であった。堰を切ったように都市労働者は農村へ押し寄せた。「たった一つの食糧税の宣言だけで、最初の日に直ちに食糧闇取引が強まった。四月末、ロストフに毎日一万人がやって来た……彼らに続いて組織された消費者……組織された食糧闇商人となる——は列をなしていた。組織された食糧闇商人の群は、四月七日付の現物プレミアム制の布告の実施に応じて増えた。」

このような現象について、当時の経済学者クリッツマンは、新経済政策が市場を産み出したのではなく、内戦期に地下に追いやられていたこの市場が新経済政策を押し出したのである、と評している。^⑨ 正鵠を得ている。

次いで貨幣交換が復権した。農民の小ブル的所有者心理は貨幣なし取引に合致していなかった、と言われた。^⑩ サラトフ県消費組合連合は紙幣と商品交換制度で調達を行っていた。^⑪ カリーニンはこれについて「食糧人民委員部はただ一つの操作『商品―種子』『商品―食糧』だけを要求しているが、サラトフ県人はこの形態を『商品―貨幣、貨幣―種子』『商品―貨幣、貨幣―食糧』と複雑にした。」と非難したが、「市場ではっきりと共感を呼び起こしている貨幣」の存在を認めざるを得なかった。^⑫ 紙幣の需要は雪だるまのように成長しつつあった。^⑬

失敗の第二の理由は、商品フォンドの欠如にあった。まず外国からの商品の輸入が期待通りでなかった。輸入量は二年は一三年に比べて約一七分の一であり、その上大飢饉のため、その半分近くが食糧を中心とした生活物資であった。^⑭ 一方国内工業は壊滅的であり、例えば比較的回復の早い繊維工業でも、木綿工業で戦前水準の七パーセント程の生産であった。^⑮ このように当初、国家商品交換制度で三億金ルーブリの穀物を調達する予定であったが、食糧人民委員部の管轄下には一二〇〇万ルーブリの商品しかなかった。^⑯

商品フォンドの絶対的不足に加え、地方への商品の送付も停滞していた。又、鉄道貨物輸送中の窃盗が頻発し、これに

対し極刑が適用された。^③レーニンは五月中に幾度か商品フォンドの速やかな搬出を指示した。^④六月一日によやく国家の商品フォンドが県消費連合にまで引渡された。^⑤だがその商品フォンドはしばしば全く農村の需要に合致していなかった。^⑥第三の理由は、交換業務の未経験と未組織にあった。県組合連合が脆弱で、商品交換の実施が準備不足の時、極端な場合には私人によって遂行された例、^⑦郷多売店消費組合 *многотоварная* の親分 *заправника* が小売商人と投機者と一緒になって協同組合を私物化しようとした例等が報告されている。又、県食糧委員会が協同組合との契約を認めず、協同組合の新しい活動を妨げた例もあった。^⑧

このような「商品交換」失敗の意味は第一に、二一年春の現物税構想の主要部分を成す貨幣なし交換への移行の可能性が消滅したことである。^⑨逆に貨幣の復権と共に貨幣経済の基礎となる通貨安定政策が採用される。^⑩

第二に、国家調達としての商品交換が崩壊した以上、現物税が当面唯一の農産物調達の主要な手段となった。従って現物税が今後整備され強化されねばなくなる。

補註…穀物の調達手段として、外に播種カムパニアの種子貸付の返済と、製粉税があった。種子返済は概ね良好で、二二年二月末までに予想を上回る約一三〇〇万プードに達した。^⑪製粉税は、協同組合、生産アルチェリ、私人によって経営される製粉所、ひきわり機、乾燥機から年間生産量に対し一プード当り二フントの割合で現物徴収されるとされた。^⑫しかし製粉事業の組織化に際しての食糧人民委員部と最高国民経済会議との軋轢のため、最少限と見積られた数字二五〇〇万プードを大幅に下回り、二二年二月までにその三〇パーセントが徴収されただけであった。^⑬

当初地方的経済取引の範囲内で認められた自由市場は自然成長的に拡大し、^⑭国家商業は「元々市場で競争させることが出来るものとは程遠いもの」であることが分った。^⑮レジャヴァは「商品交換は駄目になった。生後三ヶ月が我が商品交換

の総てであった。……我々は市場と商業の法則を知り、それを考慮に入れねばならない^⑧と、この間の経験を卒直に反省している。

従って商品・貨幣関係と自由市場の存在を認めた上で、それらへの規制と監視が共産党と政府の基本的任務となった。二一年一〇月の財政整備に関する布告により、これまで「著しい程度に廃れ行く、解消されつつある施設」と見做されてきた財務人民委員部が強化された。^⑨九・ソ大会で「金本位制に基づく正しい貨幣流通の復活」が指示され、^⑩均衡予算を目指すために、税が重要な財源と見做されるようになった。

このように二一年春の現物税構想の失敗が明らかとなった二一年末に、新経済政策の基本的枠組が寧ろ構想とは逆の形で完成されたのであった。

- ① 「商品交換」の法的構造については前掲石井論文参照。
- ② X Конференция, с. 17, 18.
- ③ じゅうは取引の範囲について何も言及されていない。(См. 1921, No 26, ст. 146.)
- ④ 本布告の中で「購入・販売」という言葉が初めて公式に用いられた。
«Исходный пункт развития»の發議とされる。(В. А. Цыбульский, Товарооборот между городом и деревней в первые месяцы года, «История СССР», No 4, 1958, с. 32. (以下同))
- ⑤ Уклайна и тарлиш-буは取締部隊が食糧商人の取締に出動した。
(И. Я. Трифонов, Класы и красовая борьба в СССР в начале года, (1921-25 гг.), ч. 2, Л., 1969, с. 48.)
- ⑥ «Белоглаз», 27 апреля 1921 г.
- ⑦ СМ. 1921, No 26, ст. 150, No 40, ст. 212.
- ⑧ X конференция, с. 34, В. И. Ленин, Торговая политика советского государства после перехода к нэпу (1921-1924 гг.), М., 1971, с. 49.
- ⑨ см: «И. X», 1921, No 3, с. 13, No 11-12, с. 4.
- ⑩ 二一年末までに九七七の組合支部、七〇四の地区支部、一五〇〇の商品交換所と調達支部があった。(IX съезд советов, с. 160.)
- ⑪ А. И. Федотов, Д. Н. Ватулин, К вопросу о продналоге и продналоговой политике партии, «ВК», No 5, 1967, с. 44.
- ⑫ 組合連合によって採用され主要農産物の戦前価格は以下一プーリ。飼料用穀物〇・七九、肉七・二、ジャガイモ〇・二、小麦〇・八五、亜麻四・八、羊毛八、皮革一・九二。(«В. X», 7 октября 1921 г.)
- ⑬ IX съезд советов, с. 161.
- ⑭ СМ. 1921, No 58, ст. 278. 例えばジャガイモ一ブードはオリョール県で織物一・五フルシン又は塩七フントと、ブリヤン県では塩三・七五フントと交換された。(XI Конференция, No 4, с. 4.)
- ⑮ この不変の交換率は「現代の経済的実情に対する最も許し難い過

- 失 格 である」云々を述べた。(《Беднота》, 1 ноября 1921 г.)
- ④ ПСС, т. 54, с. 442, прим. с. 722.
- ⑤ В. А. Цыбульский, «ИС», No 4, 1968, с. 37. В. П. Дытренко, Указ. соч., с. 60-61.
- ⑥ 八月一日までの商品交換による調達は計画を大きく下回った。飼料用穀物の調達は予定入粟のうちの一の飢饉県では予定量二五〇万ポンドに対し四・七万ポンド、シムツとカフカスでは同じ二七〇〇万ポンドに対し一四万ポンド、残りの諸県では二五〇万ポンドに対し一〇〇万ポンドが商品交換によって調達された。(《Э. Ж.》 7 октября 1921 г.)
- ⑦ 七月二日の政治部會議で強制的交換が提案されたが、九日レーニン出席の中央會議でこの提案は破棄された。(Э. Б. Генкина, Государственная деятельность... с. 290.)
- ⑧ Ленинский сборник, т. XX, с. 105.
- ⑨ СУ, 1921, No 59, ст. 403.
- ⑩ В. А. Цыбульский, «ИС», No 4, 1968, с. 37-38.
- ⑪ СУ, 1921, No 72, ст. 576.
- ⑫ СУ, 1921, No 72, ст. 577.
- ⑬ ПСС, т. 42, с. 207-08.
- ⑭ Е. Г. Липпельсон, О политике "военного коммунизма" 1918-1920 гг., «ВКД» No 5, 1963, с. 45.
- ⑮ И. Я. Трифонов, Классы и классовая борьба... ч. 1, с. 34.
- ⑯ Это же, Классы и классовая борьба... ч. 2, с. 48.
- ⑰ 二十一年四月七日付の布告により工業労働者に対し、「農産物との交換のため、自らが生産した生産物の一部を労働者に現物フレミウムとして直接引渡すこと」が定められた。(СУ, 1921, No 28, ст. 156.)
- ⑱ «Правда», 16 июля 1921 г.
- ⑲ Д. Крижан, Геронический период великой русской революции. издание второе. М.-Л., 1926, с. 246. В. 彼は市場を資本の培養基 питательная среда へ換出した (там же, с. 231.)。
- ⑳ «Правда», 7 декабря 1921 г.
- ㉑ «Беднота», 18 августа 1921 г. «Национализм и одна из частей валютной политики»。
- ㉒ «Беднота», 27 мая 1921 г.。
- ㉓ «Беднота», 17 сентября 1921 г.
- ㉔ «Беднота», 25 октября 1921 г.
- ㉕ Сборник статистических... с. 273.
- ㉖ XI Конференция, No 1, с. 23.
- ㉗ «Э. Ж.», 13 мая 1921 г.
- ㉘ СУ, 1921, No 49, ст. 262, No 62, ст. 450. 二十一年の夏に二ヶ月間、運輸裁判所 運輸ный трибунал 二〇八件の窃盗事件を審理し、七〇九名を有罪とし、そのうち五十六名を銃殺刑とした(И. Я. Трифонов, Классы и классовая борьба... ч. 2, с. 179.)。
- ㉙ см.: ПСС, т. 52, с. 198, 232.
- ㉚ А. И. Федотов, Д. Н. Ватулин, Указ. статья, с. 37.
- ㉛ 例へば、彼が 1918 年 12 月 24 日、путница (Беднота), 21 сентября 1921 г.)。
- ㉜ この場合調達された商品の二五パーセントの委託報酬が支払われた(《Беднота》, 18 августа 1921 г.)。
- ㉝ «Беднота», 1 января 1922 г.
- ㉞ «Беднота», 21 сентября 1921 г.
- ㉟ 六九年のソ連農業史学会、В. П. Довмитренкоは商品交換への復帰の可能性があったことを示唆しているが、事実はそのようではない。(Проблемы аграрной истории советского общества, с. 186.)
- ㊱ ИСЭС, т. 1, с. 112.

- ② А. Маркович, Из итогов продналоговой кампании, «Т. X», No 3, 1922, с. 94.
- ③ СУ. 1921, No 57, ст. 359.
- ④ А. Маркович, Указ. статьи, с. 94.
- ⑤ レーニンはこの情況に対し七月の「最高国民經濟會議幹部会」草案の中で「地方的取引の範圍に限定してはならない」と書いてゐる。
(Ученский сборник, т. XX, с. 105.)
- ⑥ IX съезд советов, с. 164.
- ⑦ «Правда», 17 июля 1921.
- ⑧ XI Конференция, No 4, с. 29, No 2, с. 54.
- ⑨ Директивы КПСС и советского правительства по хозяйственному вопросу, т. 1, М., 1957, с. 271-72.
- ⑩ IX съезд советов, с. 278.
- ⑪ Там же, 294-95. 既に二一年七月に国有化されていない企業に事業税が課せられた (СУ. 1921, No 56, ст. 354.)

五 「勤労小ブル経営」路線

現物税の実施は農民に生産意欲を高めさせる点で一定の成果があった。二一年の秋時で生産向上の兆候が見られるようになった。九・ソ大会でオシンスキーは、今年の秋時の総面積は昨年に比べ、消費県で二六パーセント、生産県で二二—二三パーセントの増加で、飢饉県では四分の一の減少があったが、それでも「いくらかの漸増的傾向がある」と報告した。①一方強制播種については①自由市場の拡大により、国家が種子を確保するための種子割当徴発の遂行が困難となり、②強制播種の実施の際に生産単位と考えられていた共同体は、現物税徴収の際の個人農民単位と矛盾するようになった。元々強制播種によって農業生産を拡大させる保証は何もなかった。寧ろ農民は強制播種に困惑し、抵抗した。②播種カムパニアの末端機関「村委員会」を共同体から選出するのは種々の困難を伴った。例えば村委員会は貧農委員会に替わるものと見做され、村委員会が選出されなかった例、農民が選出を拒否したトゥヴェリ県の例が五月の中央執行委員会に報告されている。③とりわけ現物税の布告後は播種カムパニアが弱まる恐れがあった。オシンスキーは「現物税と自由交換は農業復興に関する活動の内的刺激 *подымить* を拡大し強化するであろう——プレミアムはより強力な刺激となって現われている……現物税、自由交換、播種カムパニアは相互に矛盾し合うのでなく、相互に補強し合っている」ことを強調せね

ばならなかった。^④

強制播種の生産単位として共同体を設定した限り、二一年三月の中央執行委員会での土地利用についての審議は共同体の枠内で行なわれた。この会議では、共同体内の頻繁な土地分割を制限した二〇年四月の布告^⑤が守られず、又共同体内の土地が、法的に共同体農民のために確保されたものと見做されず集団農場を創る際に切取られている、との指摘がなされた。^⑥同幹部会で前年四月の布告を再確認した布告が採択された。^⑦

しかし農村市場が発展し、更に現物税が個人農民経営への経済的刺戟を指摘したものである以上、伝統的共同体的土地利用は、農業生産の向上にとって障碍と見做されるようになった。

九月の全ロシア農業労働者大会と一二月の全ロシア農業大会では土地利用の自由な選択が議論の中心であった。オシンスキーは「共同体は旧習 *старина* の遺物 *пережиток* であり、農奴制の残存が浸み込んでいる。フートルは共同体に比べて一歩前進である。」とまで述べた。^⑧

秋以降の土地利用についての論争を受継ぎ第一回党協議会と九・ソ大会で、新経済政策に於ける農業路線の基礎が確立された。それは土地の国有化を損なうことのない「勤労小ブル経営路線」^⑨であり、農業の集団化は当分退けられた。これまで事実上採られてきた共同体的土地利用の擁護の路線に、再検討が加えられたのである。

九・ソ大会では「我々は共同体を擁護することは出来ないだろう……現在の共同体は無条件に農業の発展を妨げる要素である」とされ、農民に土地利用形態を選択する自由が与えられた。こうして共同体から離れて独立自営農民であるフートル農、オートルブ農になる権利が保証された。^⑩

更に小農民経営の発展にとって、一定程度の土地の賃借と労働力雇傭を認めることは不可欠であった。既に二一年中頃から、一年間の期限付きで分与地の賃借が認められていたが、^⑪第一回党協議会と九・ソ大会では六年以内の期限で「農民自身が自らの家族と共に耕作出来るだけの土地を賃借すること」が認められた。だが自分の持つ土地の半分以上の賃借、

即ち分与地を一・五倍以上に拡大することは禁止された。^⑬ 労働力雇傭について、第一回党協議会は具体的に何も触れなかったが、九・ソ大会では既に播種と収穫の際に一般的に行なわれていた労働力雇傭を追認した。^⑭

九・ソ大会は決議の中でこれら土地問題の法制化を中央執行委員会に委ね、二二年一〇月『土地法典』として結実する。八・ソ大会で採択された強制播種とは、オシンスキーが述べているように「割当徴発の際に、住民は播種面積を拡大し経営を改善しようとする意欲がなかったから」一定の範囲で強制に訴えたものであった。^⑮ だが現物税の実施は強制播種を無用とした。二二年一二月末、播種委員会の廃止が公表された。^⑯

「勤労小ブル経営」路線の熱心な主導者は、前年強制播種を主張していたオシンスキーであった。この方針転換の具体論拠は不明であるが、当時の農業人民委員部は生産的観点に立脚しており、農民へ最大限の譲歩をしても播種面積を増大させることを考えていたことで説明されるであろう。^⑰

階級的観点から農業人民委員部への批判もあった。例えばブレオブラジエンスキーは第一回党協議会で、土地賃借と労働力雇傭を享受出来るのは富裕農民だけであり、市場が大きくなっているため、北カフカース、辺境地、北部で大規模なクラーク型経営が発展している、とオシンスキーに反論した。^⑱ 彼は二二年三月の第一回党大会の直前、農村政策に関するテーゼを執筆し、集団経営を除く貧農経営の凋落、クラーク層の復活に伴う農村での階層分化をその中で指摘した。^⑲ しかし、このテーゼはレーニンによっても「最大の過剰にアカデミックなもの」として激しく非難された。^⑳

このように当時のロシアの生産総体のどん底という状況の下では、寧ろ党全体が生産的観点に陥っていたように思われる。

① IX созыва съезда, с. 98. 一二月初めの中ロシア農業大会でオシンスキーは「二〇の消費県と生産県で平均二・五パーセントの増加があった」と報告した（*Beimort*, 4 апреля 1921 г.）。

② 九・ソ大会でのオシンスキーの発言によっても確認される。（IX

созыва съезда, с. 148.）

③ *Ближ.-Вост.*, с. 103-04. 199. 他にモスクワ州での選挙拒否の例、ヤラトフ県では農民が不信を抱いて選挙に出向いた例（*Кипура*, 27 марта 1921 г.）、村委員会が新しい賦役労働 *Gupumia* と見られた例

《Беднота》, 22 февраля 1921 г.) 等が報告されてゐる。

- ④ 《Беднота》, апрель 1921 г.
- ⑤ СВ. 1920, № 35, стр. 170.
- ⑥ ВЛИК-VIII, с. 108.
- ⑦ Там же, с. XI-XII.
- ⑧ 《Беднота》, 4 июля 1921 г.
- ⑨ XI Конференция, № 3, с. 7.
- ⑩ Там же, с. 6.
- ⑪ IX съезд советов, с. 101-02. 共同体的土地利用の安定のため、土地の再分割は三輪作（九年）以内では認められなかった。
- ⑫ Ю. А. Полников, Указ. соч., с. 343.
- ⑬ XI Конференция, № 3, II. IX съезд советов, с. 104.

ま と め

このようにして、農業政策の一環として実施された現物税は波及効果として商品＝貨幣関係を産み出し、生産単位として共同体的土地利用形態から小農民型経営への政策転換を惹起せしめた。

次いで現物税自体が均衡財政の観点から再検討されねばならなくなる。

現物税から貨幣税への移行は、財源確保のために必要なものであったが、①二二／三年度はまだ準備不足であった。その第一の理由は、オシンスキーが報告したように「国家にはしかるべき機関がなく、次いで不安定なルーブリ相場のため」であった。②第二に、現物税の持つ農産物調達という機能にあった。しかし市場経済の復活は農産物調達の方法を変更させることになる。第一一回党大会で、国家による需要の確保の一部は現物税で「より多くは市場を通じて、即ち貨幣を通じて行なわれる」ことが指示された。二三年に穀物市場での調達のため、株式会社 акционерное общество 「Флебпо

⑭ Там же.

⑮ 農業者大会での演説。《Беднота》, 5 марта 1922 г.)

⑯ 《Беднота》, 30 декабря 1921 г. 法的に二三年一月三〇日の布告に基く（СВ. 1922, № 13, стр. 130）。

⑰ オシンスキーは、雇傭労働を採用するような勤労経営は生産的であるが故に共和国にとって有益であるとして、奨励した。（《Беднота》, 5 марта 1922 г.）

⑱ XI Конференция, № 3, с. 21.

⑲ В. И. Ленин, Сочинения, 3-ое изд. т. XXVI, приложения, с. 440-42.

⑳ Ленинский сборник, т. IV, с. 391.

ドクト Хлебпродукт」が食糧人民委員部、国民経済会議、外国貿易人民委員部、燃料中央管理部 Главное управление по топливу によって設置された。^④ 同様に皮革調達のため「Кожишвейлие Кожовырь」^⑤ 亜麻調達のため「Завотлен Заготлен」が設けられた。従って割当徴発と現物税の調達で重要な任務が課せられていた食糧人民委員部の地位は低下し、国内商業人民委員部に吸収併合される。

貨幣税への移行は二二年末から準備が開始され、一〇・ソ大会で「現物税から貨幣税への部分的移行」が決議された。^⑦ 二三年五月と八月の単一農業税の布告により、税の一部又は全部を貨幣で支払うことが認められた。^⑧ こうして農産物調達としての現物税は、財政政策の観点から再検討が加えられ、二四年の畑作から専ら貨幣によって徴収され、二四／二五年度には農業貨幣税への移行が完成する。農産物調達としての税は廃止され、農業税は所得税の性格を帯びた。勿論貨幣税の実施によって農民の不満が緩和されたのでなく、依然農民の不満の第一は、租税に向けられていた。^⑨

ソヴェト体制とは政府乃至共産党の政策又は布告の体系でなく、農民或いは労働者と権力との拮抗関係の中で徐々に形成されたものである。少なくとも二〇年代は労農体制という枠組の中でそのような緊張関係が維持されていた。

ネップもこの所産に外ならない。二一年初めの現物税構想は商品関係の止揚を目指していた。しかし現実はずまず地方で農村市場を合法化させ拡大させ、商品・貨幣関係を復活させた。従って二一年秋以降、市場経済を基礎にした政策体系が整備されることになる。こうした時間的、地域的較差を伴いながら法体系としてのネップが成立するのである。

- ① 農業からの国家歳入は予算の約四分の一であった。(Исследования съезд РКП(б): стенографический отчет, М., 1968, с. 437-38.)
- ② «Беллота» 5 марта 1922 г.
- ③ Директивы КПСС..., т. 1, с. 324.
- ④ Е. Н. Карは、一九二四年に国内商業人民委員部によって設置されたとしているが、誤り。(E. H. Carr, Socialism in one country, vol. 1, Penguin Books, 1970, p. 318) 定款は二二年五月五日労働国防会議で承認され、農産物の国内外での調達と国内自由市場での換金の権限が与えられた。(Д. М. П., Государственная хлебная торговля, «Н. X», No 5, 1922, с. 68-69.)

⑤ 設置者は某皮革工場主、外国貿易人民委員部、最高国民経済会議、組合中央連合。定款により、特に禁止されたものを除く皮革原料の輸出及び国营企業と自由市場への販売とのための無制限な調達が認められた。(《Berhota》, 9 deapana 1922 r.)

⑥ 二年五月労働国防会議下に設置された国内商業委員会が二四年五月に改編され設置。

付記

最近奥田央氏の労作『ソヴェト経済政策史』(東京大学出版会)が公刊されたが、脱稿後であったためにその成果を取り入れることは出来なかった。

(京都大学大学院生

⑦ Дуpekтuна KтuCC... т. I, с. 363-64.

⑧ CV. 1923, No 42, ст. 451, No 97, ст. 969. 一三年の税カマンニアでは約四分の一が現物で入った(И. Орановский, 《Э. О》 1923, ВВН. 11, с. 19.)。

⑨ 溪内謙『ソビエト政治史』勁草書房、一九六二年、二三頁、『スターリン政治体制の成立』第二部、岩波書店、一九七二年、四一〇頁。

tried to offer a rough sketch of his own view in "The Basic Line of the *Oda* Government" in *The Journal of Japanese History* No. 100, and in this article he exemplifies it by considering the matter of *Kurairi-Ryo*. After considering *Kurairi-Ryo* under the *Oda* government, he asserts that it had its origin in that of the *Muromachi* 室町 period, inherited by the *Toyotomi* government.

The greater part of *Kurairi-Ryo* consisted of the land. After the middle of the *Kamakura* 鎌倉 period, both *Buke* (warriors) and *Kuge* (court nobles) couldn't keep the balance of each income and outgo only by a source of income from the land, and came to look for a new source of income corresponding to the development of monetary economy. The *Muromachi* shogunate inherited and expanded such a pattern of finance, which wasn't changed by the *Oda* government. And, through the *Toyotomi* government, under the *Baku-Han Taisei* 幕藩体制 (the shogunate-feudal clans system) the existence of the *Edo* 江戸 shogunate, the last feudal government, depended entirely upon financial policy of land and money.

Consequently, although *Kurairi-Ryo* mainly consisted of the scattered land, the *Oda* government, which overcame the manorial system and adopted the *Shuin-sei* 朱印制, was closer to modern ages.

О натуналоге

—Опыт теории о установлении нэпа—

Синъичи Кадзикава

Десятый съезд РКП(б) в марте 1921 года принял резолюцию замены продразверстки натуналогом. Но это отнюдь не означало собой установление нэпа. Так как тогда идея натуналога состояло в том, чтобы государство заготовляло с помощью налога меньше, чем путем продразверстки, и включало в "товарообмен" сельскохозяйственные продукты оставшиеся после выполнения налога излишки, что должно было бы вестись к безденежному обмену в будущем. Кроме того, по мере увеличения "товарообмена" натуналог должен был сокращаться. Однако в действительности местный волный рынок, который был разрешен крестьянству одновременно с введением налога, все расширялся. В результате чего излишки стихийно влились не в "товарообмен", а в вольный рынок.

Таким образом, осенью 21-го года, когда неудача идеи натуналага весны уже оказалась очевидной, рамки нэпа установились на основе товарно-денежных отношений и рыночного хозяйства. На основе изучения ряда происшествий с конца 20-го года до конца следующего автор попытается изложить процесс установления нэпа.

El abastecimiento de alimentos en México-Tenochtitlan : un análisis de Matrícula de Tributos

Por

Munehiro Kobayashi

Los sistemas de cambio económico de los bienes de subsistencia se han ignorado en el modelo de los ecólogos culturales, los cuales han considerado el desarrollo urbano en Mesoamérica como una consecuencia de las potencias ecológicas o de los progresos anteriores de productividad agrícola. Para poner la incorrección en clara a la luz de las pruebas etnohistóricas, se trata el caso de metrópoli del imperio azteca, México-Tenochtitlan.

Se dice que en el imperio azteca hubiera tres sistemas de cambio económico. Estos son, el sistema de tributo, de cambio en mercados regionales y de comercio exterior por los Pochtecas, éste no hubiera vinculado a los bienes de subsistencia. Por dos sistemas primeros, los alimentos que hubieran desempeñado un papel indispensable de sostener la gran cantidad de población no campesina hubieron llevado al metrópoli.

Según el análisis de Matrícula de Tributos que es un documento primario acerca de algún sector del sistema tributario, la cantidad de los cereales (maíz, frijol y otros) llevados desde las regiones simbióticas que colocan en un radio de 150 KM pudiera alimentar desde 120 mil hasta 150 mil personas. Por otra parte, tenemos menos evidencia de la contribución de alimentos llevados por el sistema de mercados regionales dentro de valle de México. Tampoco, tenemos la estimación decidida de la población del metrópoli. Por eso no podemos aclarar la contribución relativa entre los sistemas en cuanto a la economía de subsistencia del metrópoli. Sin embargo, tenemos que cosiderar el papel importante de sistema de mercados regionales no menos que de tributo.